

高知くらしの護身術

388

契約

口約束でも成立

(2016年3月15日掲載原稿)

消費者から「口約束だけで契約したことになるだろうか」という相談が多くあります。

主なものはインターネット接続回線の契約。事業者に「安くなる」などと電話で勧誘され、書類は書かず、署名や押印もせず口約束しただけだが、契約が成立したと言われた—というものです。

結論を言うと、書類の作成や署名、押印がなくても口約束で契約は成立します。

○契約とは

契約は、法的な拘束力のある約束のことです。当事者は権利行使ができ、相手方は権利に対応した義務を負うことになります。

原則、一方の都合で勝手に契約をやめることはできません。

一方が義務を果たさないときは、相手を訴えることができ、強制的に義務を履行させることができます。

○契約自由の原則

契約の内容をどのように定めるか、契約の相手に誰を選ぶか、契約の方式を口頭か書面のどちらにするかは当事者の自由です。

ただし、法的な保護をする価値のない契約や、公序良俗に違反する契約は無効です。

○契約の成立

一方が契約の「申込み」をし、もう一方がその内容に対して「承諾」することで、契約は成立します。

契約書の作成や署名、押印は必要要件ではなく、口頭でも契約は成立します。

法律は、契約自由の原則により、対等な当事者間で契約を結ぶことを想定しています。しかし、事業者が豊富な情報を持っている一方、消費者は予備知識や情報が少なく、実際は対等な関係とはいえません。

契約するときは、事業者から説明を聞き、内容や条件などをよく理解した上で周囲に相談するなど、慎重に対応することが大切です。